

## 第8 安心で質の高い医療の確保等のための施策の推進

医療に対する国民の信頼を高め、安全で安心な医療が提供されるよう、医療安全対策を総合的に推進するとともに、医療のIT化や、医師の臨床研修制度の円滑な推進等を図る。また、救急医療の充実など質の高い効率的な医療提供体制の構築を図るとともに、医療保険制度の安定的な運営を確保する。

また、SARS等の感染症対策の充実を図るとともに、肝炎対策、エイズ対策等を推進する。

### 1 安心で質の高い医療提供体制の充実 570億円(537億円)

#### (1) 医療安全対策の総合的推進 15億円

##### ○ 診療行為に関連した死亡の調査分析モデル事業(新規) 1億円

医療の質と安全性を高めるため、医療機関から診療行為に関連した死亡等の調査依頼を受け付け、法医学者・病理学者合同で解剖を実施するとともに、専門医による事案調査も実施し、それらの結果に基づき、因果関係及び再発防止策を総合的に検討するモデル事業を実施する。

##### ○ 医療事故に関する情報の収集・分析・提供事業の推進 1.1億円

医療事故の発生予防・再発防止のため、「第三者機関」において医療機関等から幅広く事故に関する情報を収集し、これらを総合的に分析した上で、その結果を医療機関等に広く情報提供する事業の充実を図る。

##### ○ 医薬品表示コード化による医療事故防止対策の推進 60百万円

医薬品の名称や外観の類似により生じる製品取り違えの医療事故を防止するため、医薬品コード表示に必要なコード体系データベースを整備する。

#### (2) 救急医療の充実をはじめとする地域医療の確保 412億円

救急医療体制の計画的かつ体系的な整備を図るため、救命救急センター等の整備を進めるとともに、救命救急センター等に災害時に迅速な派遣が可能な災害派遣医療チーム(DMAT)を整備する。

へき地・離島の診療所とへき地医療拠点病院等を結ぶテレビ会議システム等を整備するとともに、医療機関を退職した医師に対し、再就業のための再教育を行い、へき地・離島の診療支援体制の整備を図る。

**(3) 医療のIT化の着実な推進** **12億円**

電子カルテシステムの普及を図るため、地域の中心的役割を果たしている医療機関にWeb型電子カルテシステムを導入し、セキュリティを確保したインターネットを介して、周辺の連携医療機関が電子カルテの活用を図るネットワークを構築するための事業等を行う。

**(4) 質の高い看護の提供** **131億円**

○ **訪問看護ステーションの多機能化に向けたモデル事業（新規）**

**3.8億円**

患者が訪問看護ステーションに通所し、集中的に効率的な看護の提供を行う「通所看護」機能をモデル的に導入することにより、訪問看護の充実を図る。

○ **新人助産師に対する医療安全推進モデル研修事業（新規）** **87百万円**

医療安全の確保に向け新人助産師に対し、十分な教育体制（専任の指導者等）と研修プログラムに基づき研修を実施する。

<b>2 新臨床研修制度の円滑な推進</b>	<b>214億円（188億円）</b>
------------------------	---------------------

○ **医師臨床研修の推進** **195億円**

平成16年度より必修化された医師臨床研修について、引き続き、適切な指導体制の下での研修を実施するため、研修を行う病院に対し、必要な支援を行う。

○ **歯科医師臨床研修の推進** **11億円**

平成18年度からの歯科医師の臨床研修必修化に向け、所要の準備を進める。

<b>3 感染症・疾病対策の推進</b>	<b>1,936億円（1,801億円）</b>
----------------------	-------------------------

**(1) 感染症対策の充実** **84億円**

○ **動物由来感染症対策の推進** **2億円**

「動物の輸入に関する届出制度」の施行に当たり、検疫所における届出の受理・審査体制を整備するほか、制度の普及啓発、電子申請システムの開発等を行い、動物由来感染症対策の推進を図る。

○ **新興・再興感染症対策に関する研究の推進** **22億円**

SARS、新型インフルエンザ等の診断法・治療法など、新興・再興感染症に関する研究を推進する。

**(2) 肝炎対策の推進** **59億円**

老人保健法に基づく健康診査など各種健康診査の場を活用した肝炎ウイルス検査の実施、肝炎・肝硬変・肝がん等の予防及び治療法の研究、肝炎ウイルス感染者に対する保健指導や肝炎に関する正しい情報提供など、C型肝炎等緊急総合対策を引き続き推進する。

**(3) 移植対策の推進** **31億円**

**○ 臓器移植対策の推進** **5.2億円**

臓器移植に対する理解を深めるため、公共広告機構の協力を得て、テレビ、新聞等のメディアを活用した普及啓発の一層の推進を図る。

**○ 造血幹細胞移植対策の推進** **20億円**

既存の骨髄ドナー登録者の意識啓発を図るとともに、ドナー登録窓口体制の充実により、骨髄ドナー登録者の確保を図る。また、より移植に適した細胞数の多いさい帯血の確保を図る。

**(4) 難病対策の推進** **1,183億円**

難治性疾患に関する調査・研究の推進により、治療法等の確立と普及を図るとともに、難病相談・支援センター事業等の充実により、地域における難病患者的療養生活支援の一層の推進を図る。

**(5) ハンセン病対策の推進** **470億円**

ハンセン病療養所入所者の療養を確保するとともに、退所者に加え、ハンセン病療養所に入所歴のない者の社会生活に対する支援を新たに行う。また、ハンセン病資料館の拡充など、ハンセン病に関する正しい知識の啓発普及の充実を図る。

**(6) エイズ対策の推進** **92億円**

エイズ発生動向を踏まえ、青少年や同性愛者等に対する啓発普及や、大都市における休日・夜間の検査・相談体制を充実する。また、平成17年7月に我が国で開催予定のアジア・太平洋地域エイズ国際会議を支援する。

**(7) リウマチ・アレルギー対策の推進** **12億円**

リウマチ、気管支喘息、アトピー性皮膚炎、花粉症、食物アレルギーなど免疫アレルギー疾患の病因・病態の解明、治療法の開発等の研究を推進するとともに、正しい情報の普及啓発を図る。

**(8) シックハウス対策の推進** **4.1億円**

シックハウス症候群の原因分析、診断・治療法の研究等を活用し、関係省庁と連携しつつ、総合的な対策を推進する。

4 安定的で持続可能な医療保険制度運営の確保

8兆5,713億円(8兆1,238億円)

- 政府管掌健康保険、国民健康保険、老人保健制度等に係る医療費国庫負担 8兆5,713億円

## 第9 国民の安全のための施策の推進

重篤な副作用を回避し、より安全な医薬品の開発を進めるための新たな安全対策のアプローチとして、事後対応から予測・予防対応へ向けた積極的な副作用対策を実施するとともに、医療機器審査の充実・強化や血液対策を推進する。

また、国民の健康保護の観点から、残留農薬基準の策定や食品添加物の安全性確認、消費者等との食品安全に関するリスクコミュニケーションの充実、輸入食品、健康食品の安全対策の強化など食品安全対策を引き続き推進する。

あわせて、健康危機管理体制の強化、医薬品・医療機器産業の国際競争力の強化を図る。

### 1 医薬品・医療機器の安全対策等の充実

131億円（128億円）

#### (1) 安全対策の充実・強化 6.3億円

##### ○ 予測・予防対応へ向けた積極的な副作用対策の実施（新規）

50百万円

副作用の早期発見、早期対応のため、関係学会等と連携の上、初期症状、典型症例、診断法等を包括的にとりまとめた「重篤副作用疾患別適正対応マニュアル」（4年間で120疾患）を作成し、情報提供する。

また、計画的にリスク因子の解明と副作用の発生機序研究を推進することにより、将来的には副作用の発生を低減した新薬開発を可能とするなど、医薬品の安全対策についてこれまでの事後対応型から予測・予防型への転換を図る。

##### ○ 小児に対する薬物療法の質の向上（新規）

71百万円

小児用の適応・用法用量等に関する情報が必要な医薬品について、学会や医療機関等と連携して、処方情報や文献情報を収集・解析し、使用法の評価、整理を行い、製薬企業に承認申請等を指導する（5年間で約100薬剤）。

##### ○ 妊婦のためのクスリ情報センターの設置（新規）

51百万円

新たに設置する「妊婦のためのクスリ情報センター」（国立成育医療センターに設置）において、服薬の影響を心配する妊婦からの相談業務を通じ、妊婦の服薬情報とその後の出生児への薬の影響の有無に関する情報を収集・蓄積・データベース化し、服薬相談や添付文書の改訂に活用する。

**(2) 医療機器審査の充実・強化** **1. 5億円**

I T、バイオテクノロジーなど多様な最先端の技術を用いた医療機器を医療の場に迅速に提供するため、医療ニーズが高く実用可能性のある次世代医療機器（5分野）について、設計・開発の初期段階で審査時の技術評価指標等を作成する等、医療機器審査の充実・強化を図る。

**(3) 血液対策の推進** **10億円**

輸血医療の一層の安全性を確保するため、健康な献血者を確保し、検査目的での献血を防止する観点から、献血手帳の磁気カード化、献血時の問診強化、複数回献血クラブの設立などに取り組む。

**(4) 薬剤師の資質向上対策の推進** **1. 1億円**

医療の担い手としての質の高い薬剤師を養成するため、薬学教育6年制の移行に伴う実務実習に必要な指導薬剤師の養成や、4年制卒業薬剤師に対する知識・経験の更なる向上のために研修の充実強化を図る。

**2 国民の健康保護のための食品安全対策の推進**

**169億円（159億円）**

**(1) 食品衛生法に基づく基準の策定等の推進** **20億円**

**○ 食品添加物の安全性確認の計画的な推進** **15億円**

長い食経験等を考慮して使用が認められている既存添加物について、毒性試験等の安全性確認を計画的に推進する。

さらに、国際的に安全性が確認され、かつ、広く用いられている食品添加物について、必要な場合には国が指定のための安全性確認を行う。

**○ 残留基準未設定の農薬等の基準策定の計画的な推進** **3. 6億円**

残留基準が設定されていない農薬、動物用医薬品等の食品中への残留を禁止する措置（ポジティブリスト制）の導入（平成18年5月までに導入）に向けて、基準等の設定を計画的に推進する。

**○ 食品汚染物質の安全性検証の推進** **46百万円**

長期にわたる摂取による健康への影響が懸念される食品中の汚染物質のうち、重金属について、各食品別の濃度や摂取量を調査し、安全性の精密な検証を推進する。

(2) 消費者等への情報提供の充実 46百万円

○ 食品安全に関する情報提供や意見交換（リスクコミュニケーション）の充実 38百万円

食品安全に関する施策についての国民の理解や信頼を構築するため、的確な情報提供や消費者等との意見交換会（懇談会、シンポジウム等）を行うなど、リスクコミュニケーションの取組を充実する。

(3) 輸入食品等の安全対策の強化 130億円

○ 輸入食品の監視等の強化 19億円

輸入食品の過去の違反状況、危険情報等を踏まえた輸入食品監視指導計画に基づき検疫所で行うモニタリング検査の充実を図るとともに、輸入食品監視支援システムの改善を行うことにより、検疫所における業務の効率化を図る。

さらに、食品衛生法に基づく包括的輸入禁止規定の発動が検討されている輸出国に対して、食品衛生全般における衛生状態及び管理状態を確認し必要な措置を求めるなど、輸入食品の安全対策を強化する。

モニタリング検査計画件数 平成17年度 76,682件

○ 健康食品対策の充実・強化 91百万円

消費者が健康食品を適切に選択できるよう、正確かつ十分な情報提供の方策を講じるとともに、食品の健康保持増進効果等に関する虚偽・誇大な広告に対する監視強化を図る。

さらに、健康影響が懸念される安全性が疑わしい健康食品については成分分析等を行うなど、健康被害を未然に防ぐための対策の充実を図る。

○ 食肉の安全確保対策の推進 33億円

と畜場におけるBSE全頭検査の実施について、引き続き特例措置として、検査キットに対する国庫補助を行うとともに、検査技術の研修等を実施する。

(4) 食品安全に関する研究の推進 19億円

食品リスク分析による衛生管理手法の開発、先端科学を融合・応用した検出技術の開発や健康影響についての科学的根拠に基づいた安全性に係る調査研究など、食品安全に関する研究を推進する。

<b>3 安全で良質な水の安定供給</b>	<b>1,123億円(965億円)</b>
-----------------------	-----------------------

○ 水道施設の整備 1,122億円

すべての国民に安全で良質な水道水の供給を行うとともに、本年6月にとりまとめた「水道ビジョン」の実現に向けた取組を推進する。

## 4 麻薬・覚せい剤等対策の推進

15億円（14億円）

- 青少年に対する薬物乱用防止の普及啓発（新規） 24百万円  
近年増加傾向にあるMDMA等錠剤型合成麻薬や大麻の乱用に対応するため、薬物乱用による危険性の周知、薬物犯罪に対する規範意識の醸成等を目的とした啓発資材を作成し、薬物乱用の一層の浸透が懸念される青少年層を対象とした予防啓発活動を展開する。
- 取締体制の強化 5.8億円  
インターネットの利用等により潜在化・広域化する薬物密売等に対処するため、取締体制を強化する。

## 5 医薬品・医療機器産業の国際競争力の強化

221億円（56億円）

- (1) 基礎研究の推進 102億円
  - 先端的医療の実用化、治験等の臨床研究の推進 32億円  
基礎研究成果について実用化の可能性を探り、患者に有用な医薬品・医療技術等を提供する機会を増加させるための探索的な臨床研究、先端技術の臨床周辺技術の関する研究を推進する。あわせて、医師主導の治験を促進するための環境整備についても拡充を図る。
  - 効果的医療技術、萌芽的先端医療技術の確立研究の推進 52億円  
小児分野の標準的医療技術の確立及び医薬品の適正使用を推進する。また、民間企業との連携のもと、トキシコゲノミクス技術やナノテクノロジーを活用した、より安全かつ効率的な医薬品・医療機器の開発に資する研究を推進し、更にゲノム研究の成果を活用してゲノムレベルでの個人差を踏まえた医薬品の効果及び副作用を事前に予測するシステムの開発により、最適な処方を実現とする研究を推進する。
  - 身体機能の解析・補助・代替のための機器開発の推進 18億円  
ナノテクノロジー、IT、バイオテクノロジー等の先端的要素技術を効率的に組み合わせて、生体機能を立体的・総合的に解析し、補助・代替する機能を持つ、新しい医療機器の開発を推進する。

## (2) 独立行政法人医薬基盤研究所設立による創薬基盤研究等の推進

120億円

平成17年4月に設立される独立行政法人医薬基盤研究所において実施されるゲノム科学、たんぱく質科学等を活用した基盤的研究、生物資源研究及び研究開発振興の推進により、画期的新薬の開発に結びつく創薬基盤の整備を図る。

### 6 健康危機管理体制の強化

2.5億円(72百万円)

#### ○ 国際的情報基盤の整備

98百万円

SARSの発生等緊急事態発生時に厚生労働省と国内関係機関や諸外国が一度に情報や意見の交換が可能な電話会議システムを構築するとともに、国内外の情報収集と解明のための国際機関等のネットワークの在り方や国際危機管理に必要な人材養成に関する研究を推進する。

#### ○ 国立感染症研究所における危機管理体制の強化

1.5億円

国立感染症研究所において、危機管理能力の強化を図るため、未知の感染症等が国内外で発生した際にWHO等による疫学調査チームへの参加、対応及び調整を行うとともに、病原体のゲノム情報の蓄積、データベース化や新規病原体の科学的解析を推進する。

## 第10 各種施策の推進

### 1 国際社会への貢献

277億円(271億円)

- (1) 国際機関を通じた国際的活動の推進 172億円
- 世界保健機関（WHO）等を通じた活動の推進 106億円  
世界保健機関（WHO）、国連合同エイズ計画（UNAIDS）への拠出等を通じ、SARSや鳥インフルエンザ等の新興・再興感染症、エイズ、結核等への対応や食品の安全対策の国際的な活動を推進する。
  - 国際労働機関（ILO）を通じた活動の推進 63億円  
国際労働機関（ILO）への拠出等を通じ、労働者の基本的な権利の実現、人材育成等の国際的な活動を推進する。
- (2) 開発途上国に対する国際協力等の推進 41億円  
ASEAN諸国等の開発途上国に対し、保健医療、福祉分野への支援、労使関係の安定化、人材養成に関する支援などの協力を積極的に行う。

### 2 戦傷病者・戦没者遺族の援護等（戦後60周年関係事業の実施）

579億円(607億円)

- 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金の支給 4.3億円  
戦後60周年という機会をとらえ、国として弔慰の意を表すため、戦没者等の遺族に対する特別弔慰金を支給する。
- 戦傷病者等の労苦継承事業（仮称）の実施 6億円  
戦傷病者及びその妻等が体験した労苦を後世代に伝えることを目的とした「戦傷病者史料館」（仮称）を設置・運営する。
- 戦没者遺児による慰霊友好親善事業の拡大 3.2億円  
戦没者遺児が旧主要戦域の住民との友好親善を図りつつ、広く戦争犠牲者の慰霊追悼などを行う事業について、戦後60周年を迎える平成17年度は参加する遺族と対象地域を拡大する。
- 全国戦没者追悼式にかかる国費による参列遺族数の拡大 1.3億円  
毎年8月15日に実施する全国戦没者追悼式について、平成17年度は戦後60周年を迎えることもあり、国費による参列遺族数を拡大する。

<b>3 中国残留邦人等の支援</b>	<b>16億円(17億円)</b>
---------------------	-------------------

- **自立支援通訳の派遣期間の拡充** **41百万円**  
永住帰国した帰国者等が医療機関に受診する場合などに派遣される自立支援通訳を、医療・介護を受ける場合には、5年目以降も派遣する。

<b>4 原爆被爆者の援護</b>	<b>1,586億円(1,571億円)</b>
-------------------	-------------------------

- **保健、医療、福祉にわたる総合的な施策の推進** **1,586億円**  
原爆被爆者に対する健康診断の実施、医療の給付及び諸手当の支給のほか、在外被爆者に対する支援、調査研究及び国立原爆死没者追悼平和祈念館の運営等を行う。

<b>5 生活衛生関係営業の指導及び振興の推進</b>	<b>19億円(18億円)</b>
-----------------------------	-------------------

- **生活衛生関係営業の振興のための支援** **19億円**  
経営の健全化、衛生水準の維持向上を図るため、全国生活衛生同業組合連合会等において、経営革新、消費者サービスの向上や健康増進のための自主的活動を促進する。

<b>6 「食育」の推進</b>	<b>5.6億円(5.6億円)</b>
------------------	---------------------

- **国民健康づくり運動を通じた「食育」の推進** **4.2億円**  
糖尿病の予防に重点を置いた栄養指導マニュアルの策定やボランティアによる食生活改善等を推進する。
- **「健やか親子21」による母子保健運動を通じた「食育」の推進** **60百万円**  
食を通じた子どもの健全育成をねらいとした地域における食育に関する先駆的事業の推進を図るとともに、乳幼児栄養調査などを実施する。
- **消費者等とのリスクコミュニケーションを通じた「食育」の推進** **85百万円**  
食品の安全性に関するシンポジウムの開催など消費者と双方向のコミュニケーション等を通じて、食品の安全性の確保に関する知識と理解を深める。

※ 義務的経費については、概算要求基準額（８，５７６億円）の範囲内に収めるための方策について予算編成過程において引き続き検討することとしている。

このため、削減に必要な額の内訳は、概算要求段階において特定していないことから、平成１７年度要求額としては、年金等の物価スライドに関する経費を除いて、削減・合理化を織り込んでいない額としている。